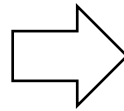


愛知県子どもを虐待から守る条例について（愛知県条例第47号）

条例制定の背景

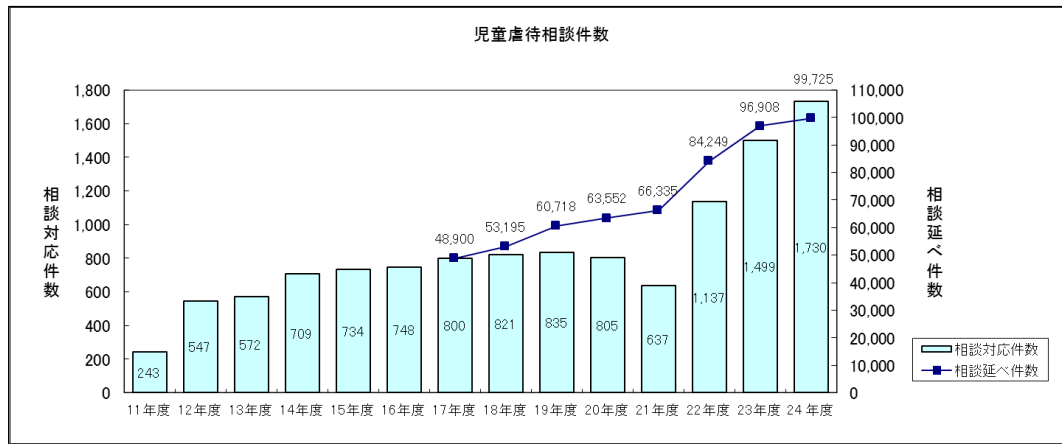
- 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第85号）の施行から13年が経過したが、県内の児童虐待相談対応件数は急増しており、悲惨な死亡事例も発生



条例の目的

子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町村、県民、保護者等が一体となって、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること。

- 平成26年9月、県議会において、条例の制定に向けた「政策条例策定検討会」を設置
（10月～平成26年3月 全5回開催）
- 平成26年2月定例県議会において、議員提案により成立
（3月25日 可決
3月28日 公布
4月1日 施行）



条例の構成

- 前文
- 第1章 総則（第1条～第12条）
- 第2章 予防（第13条）
- 第3章 早期発見及び早期対応（第14条～第18条）
- 第4章 援助、指導及び支援（第19条～第23条）
- 第5章 人材の育成等（第24条～第26条）
- 附則

条例の特色

- 前文を設け、子どもに対する虐待が後を絶たず、子どもを死に至らしめる事件も発生しているとともに、虐待を受けた子どもが、適切なケアを受けないまま成長し、次の世代に虐待が連鎖する懸念も指摘されているなか、社会全体として、子どもを虐待から守り、その健やかな成長を支えるというこの条例の趣旨を明らかにした。（前文関係）
- 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士その他の医療関係者は、健康診査、診療、保健指導等の機会を通じ、虐待の予防に努めるものとすることを規定した。（第8条関係）
- 児童相談センター等、福祉事務所、県警察本部その他の県の関係機関並びに市町村及び関係機関等との連携について規定した。（第9条・第18条関係）
- 知事が、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画に定めることとし、同計画に、妊娠期からの総合的な子育て支援に関する事項等について定めることとした。（第10条関係）
- 児童相談センター等の長は、子どもの安全の確認を行うための措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、近隣住民、住宅を管理し、又は所有する者その他子どもの安全の確認のために必要な者に対し、協力を求めることについて規定した。（第15条関係）
- 虐待を受けた子どもがその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、医療機関の連携協力体制の整備に努めることについて規定した。（第21条関係）
- 虐待を受けた子どもに対する社会的養護の充実を図るため、乳児院、児童養護施設等の確保及び養育里親の養成その他の家庭的養護の推進に努めることについて規定した。（第22条関係）

※下線部分は、他府県の子どもを虐待から守る条例にない本県独自の内容